## 監査結果通知書

法	人	名	(福)清和会
監査	実施年	月日	令和2年11月5日(木) 午前9時 ~ 午後2時
監査	. 員 .f	氏 名	加藤、赤坂

ID	項目	根拠	指摘事項	指摘区分
1	理事会	<ul><li>・社会福祉法第45 条の16第3項</li><li>・定款第17条第3 項</li></ul>	理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとなっているため、法令及び定款に基づき必要な報告を行うこと。	文書
2	評議員	法第40条第1項、 第2項、第4項、第 5項	評議員が、評議員としての欠格事由に該当しないこと等の確認がなされていない。誓約書等により確認を行うこと。	文書
3	役員	法第44条第1項に より準用される法 第40条第1項	役員(理事及び監事)が、役員としての欠格事由に 該当しないこと等の確認がなされていない。誓約書 等により確認を行うこと。	文書